

答 申 第 6 号
令和7年3月4日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 坂 本 一 也



第三者点検の実施について（答申）

岐阜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岐阜市条例第49号）第6条第2項第4号の規定に基づき、令和7年2月5日付け岐阜市福福第282号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案

後期高齢者医療に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

2 意見

原案どおり認める。